



「令和2年度税制改正に関する要望」建議について

【お問合先】大阪商工会議所
総務企画部企画広報室（松村・西田）
TEL：06-6944-6304

【概要】

- 大阪商工会議所は、本日開催の常議員会において「令和2年度税制改正に関する要望」を決議し、本日付で内閣総理大臣・財務大臣・経済産業大臣はじめ政府関係機関や与党幹部などへ建議する。本要望は、会員企業へのアンケート調査などを基に、本会議所の税制委員会（委員長＝北修爾・阪和興業株名誉会長）で取りまとめたもの。
- 要望のポイントは、「事業承継・人手不足対応」と「創業・起業支援」。
- 「事業承継支援」については、後継者不在の中小企業の事業引継ぎを支援するため、株式・事業の譲渡やM&Aを通じた第三者への事業承継を促す「第三者承継促進税制」の創設を要望。
- 「人手不足対応」については、採用費用や教育訓練費の税額控除制度の創設を求めるとともに、とりわけ就職氷河期世代を積極的に採用する企業に対する控除割合の上乗せを提案。
- 「創業・起業支援」については、法人からベンチャー・スタートアップ企業への直接投資に対する税制優遇措置の創設や、個人や法人が行うクラウドファンディング事業者を通じた投資に対する税制優遇措置の創設を求めている。
- その他、消費税の軽減税率制度については、対応が未完了の事業者もいることから、すべての事業者が対応を問題なく完了できるまで相談体制を維持することを求めている。
- 要望項目は、全46項目（うち新規要望：11項目）。

【特徴的な要望項目】

I. 事業承継や創業・起業の促進と人手不足対応への集中支援

◆中小企業の円滑な事業引継ぎ支援（本文1～2ページ）

- 経営者の高齢化に伴い、後継者難の中小企業では、経営資源の譲渡を希望する経営者が増加しており、「第三者承継促進税制」を創設すべき。具体的には、第三者承継を果たした経営者（売り手側）に対するインセンティブ措置として、株式・事業の譲渡益に係る税負担の軽減や、買収企業（買い手側）に対し、のれん代の一括償却など。
- 事業承継税制の改善（事業承継5年経過後の相続税の納税免除、納税猶予対象株式の外国会社株式への拡大など）

◆創業・起業支援（本文2～3ページ）

- ベンチャー・スタートアップの育成に、民間からの積極的な資金供給を促すため、法人からベンチャー・スタートアップ企業への直接投資に対する税制優遇措置の創設
- ベンチャー企業に投資した個人投資家に対して税制優遇を行う「エンジェル税制」の拡充
- ベンチャー・スタートアップ企業の資金調達方法として、クラウドファンディングが普及しつつあることから、個人や法人が行うクラウドファンディング事業者を通じた投資について、税制優遇措置の創設



◆生産性向上など人手不足への対応強化（本文3～4ページ）

- 中小企業の人材確保や能力開発を促進するため、**採用費用**（有料求人サービスの利用など）や**教育訓練費**（社員の研修受講・資格取得に係る費用など）の**税額控除制度の創設**。とりわけ**就職氷河期世代を積極的に採用する企業**に対しては、**控除割合を上乗せ**すべき

II. 消費税率引き上げ・軽減税率制度導入への対応

- 軽減税率制度導入後も、**すべての事業者が対応を問題なく完了できるまで相談体制を維持**すべき
- 消費税の納税を適正に実施できるよう、**未対応事業者に直ちに罰則を適用することの無いよう**にすべき

◆消費税の円滑な価格転嫁（本文4～5ページ）

- 価格転嫁が容易になるよう、**外税（税抜）表示を恒久化**すべき

◆軽減税率制度の定着・インボイス制度の見直し（本文5ページ）

- **軽減税率制度**は、**対象品目の拡大**等によって、**制度を複雑化させることなく**、まずは**制度の定着**に努めるべき
- **インボイス制度**（令和5年10月導入予定）は、インボイスを発行できない**免税事業者が取引から排除される可能性が高い**など、**中小企業への悪影響が大きい**。まずは制度の周知徹底を図り、その上で十分な期間を設けて実態把握や影響を検証し、**廃止を含めて慎重に検討**すべき

III. 地域の成長の核となる中小企業の活力増進

◆少額減価償却資産の損金算入特例の拡充・恒久化（本文5ページ）

- 取得合計上限額（現行：300万円）の引き上げ

◆交際費課税の特例の拡充・延長、交際費課税の見直し（本文6ページ）

- 控除限度額（現行：中小法人は800万円以下の全額）の引き上げ
- 損金算入可能な飲食費の上限（一人5000円以下）の引き上げ

IV. 地域の潜在力・成長力の発揮

◆企業の地方拠点強化税制の拡充・延長（本文8ページ）

- 施設を賃貸する場合の対象化
- 「準地方活力向上地域」（近畿圏・中部圏中心部）についても、地方における企業の本社機能の強化を支援する「拡充型」の対象とすべき

◆地方創生応援税制（企業版ふるさと納税）の拡充・延長（本文8ページ）

- 税額控除割合（現行：3割）の引き上げ
- 寄附対象事業に関して地方自治体と企業の連携強化

◆わが国の経済活動への影響を最小限に抑える防災・減災対策への支援措置の創設（本文8ページ）

- 大企業が被災し、高度なサプライチェーン網が寸断された場合、わが国経済全体にも深刻な影響を与えかねないため、**大企業の防災・減災対策を支援する税制措置を創設**すべき

以上

<添付資料>

- 資料1：「令和2年度税制改正に関する要望」（フレーム）
- 資料2：「令和2年度税制改正に関する要望」（本文）

令和 2 年度税制改正に関する要望 フレーム

基本認識

- わが国経済は、米中貿易摩擦の長期化などによる外需の落ち込みを内需が支える構図が続いているが、10月の消費税率引き上げと軽減税率制度の導入も加わり、先行きは予断を許さない状況にある。
- こうした中、経済の好循環をさらに持続・拡大させるには、事業承継や人手不足、働き方改革への対応強化をはじめ、創業・起業支援の強化などを通じ、わが国経済を支える中小企業や地域の活力増進を図ることが不可欠。そのためには、後継者難の中小企業が親族外承継にも道が拓けるよう第三者承継支援を強化するほか、ベンチャー・スタートアップ企業への成長資金の供給を促すことも肝要。
- さらに、10月の消費税率引き上げと軽減税率制度の導入にあたっては、消費税の円滑な価格転嫁と軽減税率制度の定着に万全を期すべき。〈要望項目数：全46項目、新規要望項目（★印）：11項目〉

I. 事業承継や創業・起業の促進と人手不足対応への集中支援

1. 中小企業の円滑な事業引継ぎ支援

(1) 「第三者承継促進税制」の創設 ★

- ・第三者承継を果たした経営者の株式・事業の譲渡益に係る税負担の軽減
- ・買収企業に対し、のれん代の一括償却（現行：5年間均等償却）、引当金の損金算入制度の創設

(2) 事業承継税制の改善

① 事業承継5年経過後の相続税の納税免除

② 事業承継税制（特例措置）への切り替え

- ・事業承継税制（一般措置）で贈与税の納税猶予の認定を受けている中で相続が発生した場合、事業承継税制（特例措置）への切り替えを認める

③ 納税猶予対象株式の外国会社株式への拡大

④ 後継者の役員就任要件の撤廃（先代急逝時の対応） ★

⑤ 提出書類の簡素化

⑥ 提出書類に係る有恕規定の運用の明確化 ★

⑦ 遺留分に係る金銭支払請求への対応 ★

(3) 株式集約化に向けた税制措置の拡充

2. 創業・起業支援

(1) 新規創業の促進

- ・創業後5年間の社会保険料の事業主負担分の軽減など

(2) 法人からベンチャー・スタートアップ企業への直接投資に対する税制優遇措置の創設 ★

- ・直接投資した場合、出資額の一定割合を上限に損失準備金を積み立て、損金算入を認める法人版エンジェル税制の創設

(3) エンジェル税制の拡充

- ・対象となるベンチャー企業の要件緩和など

(4) クラウドファンディング投資に対する税制優遇措置の創設 ★

- ・個人・法人が行うクラウドファンディング事業者を通じた投資について、税制優遇措置を創設

3. 企業再編の促進

(1) 特定の事業用資産の買い替え特例（圧縮記帳制度）の拡充・恒久化

(2) 中小企業・小規模事業者の再編・統合等に係る税負担の軽減措置の延長 ★

4. 生産性向上など人手不足への対応強化

(1) 中小企業の省人化投資促進税制（仮称）の創設

(2) 所得拡大促進税制の拡充 ★

- ・人手不足による人員減や働き方改革による残業時間減などを踏まえた適用要件緩和

(3) 人材採用・教育訓練費の税額控除制度の創設、就職氷河期世代への対応強化 ★

- ・採用費用や教育訓練費の税額控除制度の創設
- ・就職氷河期世代を積極的に採用する企業に対しては、控除割合を上乗せ

(4) 企業主導型保育施設用資産の割増償却の延長 ★

(5) 納税負担の軽減

- ・消費税の申告期限について、法人税の申告期限に合わせ、1か月延長
- ・連結納税制度の見直しにあたっては、グループ内の損益通算や研究開発税制などにおけるグループ調整計算などを維持しつつ、事務負担軽減を図ること など

II. 消費税率引き上げ・軽減税率制度導入への対応

- 軽減税率制度導入後も、すべての事業者が対応を問題なく完了できるまで相談体制を維持すべき

- 消費税の納税を適正に実施できるよう、未対応事業者に直ちに罰則を適用することの無いようにすべき

1. 消費税の円滑な価格転嫁

- ・価格転嫁が容易になるよう、外税表示を恒久化すべき
- ・消費税転嫁対策特別措置法などを通じ、中小企業の万全の価格転嫁対策を講じるべき

2. 軽減税率制度の定着・インボイス制度の見直し

- ・軽減税率制度は、対象品目の拡大等によって、制度を複雑化させることなく、まずは制度の定着に努めるべき
- ・インボイス制度は、免税事業者が取引から排除される可能性が高いなど、中小企業への悪影響が大きい。まずは制度の周知徹底を図り、その上で十分な期間を設けて実態把握や影響を検証し、廃止を含めて慎重に検討すべき

3. 二重課税の見直し

- ・石油関連諸税、印紙税、自動車取得税などと消費税の二重課税解消、とりわけ印紙税の早急な廃止

4. 不動産流通課税の見直し

- ・法人の土地譲渡益に対する追加課税制度（令和2年3月31日まで課税停止）の廃止など

III. 地域の成長の核となる中小企業の活力増進

1. 少額減価償却資産の損金算入特例の拡充・恒久化

- ・取得合計上限額（現行：300万円）の引き上げ

2. 交際費課税の特例の拡充・延長、交際費課税の見直し

- ・控除限度額（現行：中小法人は800万円以下）の引き上げ
- ・損金算入可能な飲食費の上限（一人5000円以下）の引き上げ

3. 中小企業者等に係る欠損金の繰戻しによる還付制度の延長

4. 企業年金の積立金に対する特別法人税の廃止

5. 償却資産に係る固定資産税の廃止

6. 中小法人（資本金1億円以下）の定義拡大

7. 中堅企業（資本金10億円以下）への中小税制の適用拡大

8. 中小法人に対する課税強化反対

9. 事業所税の廃止

10. 商店街振興組合の基盤強化への支援

11. 海外子会社配当の益金不算入制度の拡充

12. 地球温暖化対策税の凍結

13. 寄附金の損金算入拡大

IV. 地域の潜在力・成長力の発揮

1. 企業の地方拠点強化税制の拡充・延長

- ・施設を賃貸する場合の対象化
- ・「準地方活力向上地域」（近畿圏・中部圏中心部）の「拡充型」の対象化

2. 特区税制の延長

- ・国家戦略特区税制、国際総合戦略特区税制の延長

3. 地方創生応援税制（企業版ふるさと納税）の拡充・延長 ★

- ・税額控除割合（現行：3割）の引き上げ
- ・寄附対象事業に関して地方自治体と企業の連携強化

4. 日本版パテントボックス税制の創設

5. わが国の経済活動への影響を最小限に抑える防災・減災対策への支援措置の創設

V. 大阪府・大阪市への要望

1. 法人事業税・法人住民税の超過課税の撤廃

2. 固定資産税・都市計画税の負担水準の引き下げ

3. 中小法人に対する事業所税の軽減措置の創設

4. 関西イノベーション国際戦略総合特区税制の大阪市の特例措置の延長

令和 2 年度税制改正に関する要望

大阪商工会議所

わが国経済は米中貿易摩擦の長期化による中国経済の減速などを背景に、輸出が減速し、生産も一進一退を続けている。他方、企業の設備投資など、内需は底堅さを示しており、外需の落ち込みを内需が支える構図が続いているが、10月の消費税率引き上げと軽減税率制度の導入も加わり、先行きは予断を許さない状況にある。

こうした中、経済の好循環をさらに持続・拡大させるには、わが国の経済成長の足かせとなっている事業承継や人手不足、働き方改革への対応強化をはじめ、産業・企業の新陳代謝に繋がる創業・起業支援の強化などを通じ、わが国経済を支える中小企業や地域の活力増進を図ることが不可欠である。そのためには、法人版および個人版事業承継税制の活用を促すとともに、後継者難の中小企業が親族外承継にも道が拓けるよう第三者承継支援を強化すべきである。また、法人からベンチャー・スタートアップ企業への直接投資に対する税制優遇措置の創設やエンジェル税制の拡充など、創業後間もないベンチャー・スタートアップ企業への成長資金の供給を促すことも肝要である。

さらに、10月の消費税率引き上げと軽減税率制度の導入にあたっては、消費税の円滑な価格転嫁と軽減税率制度の定着に万全を期されたい。

かかる観点から政府・与党は、令和 2 年度税制改正において、以下の諸点について特段の配慮を払われるよう強く要望する。

(★印…新規要望項目)

記

I. 事業承継や創業・起業の促進と人手不足対応への集中支援

後継者不足や人手不足が中小企業の事業維持・拡大のボトルネックとなっており、対応強化が必要である。とりわけ経営者の高齢化に伴い、経営資源の譲渡を希望する事業者が増加しており、「第三者承継促進税制」の創設など、第三者承継への支援を拡充されたい。

1. 中小企業の円滑な事業引継ぎ支援**(1) 「第三者承継促進税制」の創設 ★**

経営者の高齢化に伴い、後継者難の中小企業では、経営資源の譲渡を希望する経営者が増加しており、「第三者承継促進税制」を創設されたい。具体的には、第三者承継を果たした経営者に対するインセンティブ措置として、株式・事業の譲渡益に係る税負担の軽減を図られたい。また買収企業に対し、のれん代の一括償却（現行：5年間均等償却）を認めるとともに、引当金の損金算入制度を創設されたい。

(2) 事業承継税制の改善

事業承継税制の利用を促すため、下記の諸点につき、その実現を図られたい。

①事業承継5年経過後の相続税の納税免除

事業承継円滑化のため、事業承継5年経過後の相続税の納税免除を図られたい。

②事業承継税制（特例措置）への切り替え

既に事業承継税制（一般措置）で贈与税の納税猶予の認定を受けている中で、相続が発生した場合、事業承継税制（特例措置）への切り替えを認められたい。

③納税猶予対象株式の外国会社株式への拡大

納税猶予額の算定において外国会社株式は除外されるが、中小企業の海外進出を阻害しないよう、外国会社株式も計算対象に含められたい。

④後継者の役員就任要件の撤廃 ★

先代急逝時にも本税制を活用し事業承継が円滑に進むよう、相続発生時の後継者の役員就任要件を撤廃されたい。

⑤提出書類の簡素化

都道府県・税務署への提出書類は煩雑であり、簡素化されたい。

⑥提出書類に係る宥恕規定の運用の明確化 ★

やむを得ない理由で都道府県や税務署への報告・届出期限を誤るなど、書類提出の不備等により、即座に納税猶予打ち切りとならないよう、提出書類について宥恕規定の運用を明確化した上で周知されたい。

⑦遺留分に係る金銭支払請求への対応 ★

事業承継税制における相続税の納税猶予適用時に、遺留分に係る金銭支払請求への対応として特例経営承継期間内に後継者が自社株を譲渡する場合でも、納税猶予全額が打ち切りとならないよう措置されたい。

(3) 株式集約化に向けた税制措置の拡充

株式の分散は経営の安定性を損ね、事業承継を困難にする。株式集約化に向け、同族株主に対し、特例的評価方式（配当還元方式）での買い取りを認めるほか、同族株主判定の範囲（現行：6親等内の血族、3親等内の姻族）を縮小されたい。

2. 創業・起業支援

(1) 新規創業の促進

新規創業を促進するため、創業後5年間の社会保険料の事業主負担分の軽減や、創業後5年以内に生じた欠損金の繰越控除期間（現行：10年）の無期限化を図られたい。

(2) 法人からベンチャー・スタートアップ企業への直接投資に対する税制優遇措置の創設 ★

ベンチャー・スタートアップの育成に、民間からの積極的な資金供給を促すため、法人からベンチャー・スタートアップ企業へ直接投資した場合、出資額の一定割合を上限に損失準備金を積み立て、損金算入を認める法人版エンジェル税制を創設されたい。

(3) エンジェル税制の拡充

ベンチャー・スタートアップ企業の資金調達を円滑化するため、エンジェル税制を拡充されたい。具体的には、本税制の対象となるベンチャー企業の要件緩和を図られたい。また、株式売却による譲渡損失については、別の株式への投資で得た譲渡益だけでなく給与など他の所得との損益通算を認めるとともに、損失繰越控除期間を5年（現行：3年）に延長されたい。

(4) クラウドファンディング投資に対する税制優遇措置の創設 ★

ベンチャー・スタートアップ企業の資金調達方法の多様化に資するため、エンジェル税制について、クラウドファンディング事業者を通じた投資への適用拡大を図られたい。また、クラウドファンディング事業者を通じてベンチャー・スタートアップ企業へ出資した法人について、出資額の一定割合を上限に損失準備金を積み立て、損金算入を認める措置を創設されたい。

3. 企業再編の促進

(1) 特定の事業用資産の買い替え特例（圧縮記帳制度）の拡充・恒久化

資産の有効活用や企業の事業再編を促すため、長期所有土地・建物等を事業用の土地・建物等に買い換えた場合の圧縮記帳制度について、圧縮限度額を譲渡資産売却益の100%（現行：首都圏70%、首都圏以外の3大都市圏75%、その他80%（適用期限：令和2年3月31日））に引き上げるとともに、中小法人については買い換え対象となる土地の要件（現行：面積300㎡以上）を緩和・撤廃するなど、制度を拡充したうえで恒久化（本則化）されたい。また、東京をはじめ首都圏への一極集中が進む中、少なくとも譲渡資産売却益の75%となっている首都圏以外の3大都市圏の圧縮限度額は80%まで引き上げられたい。

(2) 中小企業・小規模事業者の再編・統合等に係る税負担の軽減措置の延長 ★

M&Aによる経営資源や事業の再編・統合を促進し、次世代への経営引継ぎを加速するため、「経営力向上計画」に基づく再編・統合に係る登録免許税・不動産取得税の軽減措置（適用期限：令和2年3月31日）を延長されたい。

4. 生産性向上など人手不足への対応強化

(1) 中小企業の省人化投資促進税制（仮称）の創設

I o T ・ A I ・ ロボット ・ R P A （Robotic Process Automation）といった先端技術の導入や、間接業務におけるI T化、キャッシュレス化に伴う金流・商流を一元化するシステムの構築、会計システムの導入など、中小企業の省人化投資に対する法人税の軽減措置（特別償却又は税額控除措置）を創設されたい。また、制度創設にあたっては、中小企業が活用しやすいよう、手続きを簡素化するとともに、全業種について少額投資（30万円以上）から適用対象とされたい。

(2) 所得拡大促進税制の拡充 ★

所得拡大促進税制（適用期限：令和3年3月31日）について、人手不足により、定年退職による人員減を補充できず（もしくは給与が相対的に低い若年層を補充し）、給与総額が下がるケースや、働き方改革を踏まえた人員増により一人当たりの残業時間を削減した結果、平均給与等支給額が下がるケースなどは、賃上げを行っていても、本税制が活用できない場合がある。実質的に賃上げに取り組む中小企業が本税制を活用できるよう、適用要件の緩和を図られたい。

（3）人材採用・教育訓練費の税額控除制度の創設、就職氷河期世代への対応強化 ★

人手不足の中、中小企業の人材確保や能力開発を促進するため、採用費用（有料求人サービスの利用など）や教育訓練費（社員の研修受講・資格取得に係る費用など）の税額控除を認める制度を創設されたい。とりわけ就職氷河期世代を積極的に採用する企業に対しては、控除割合を上乗せされたい。

（4）企業主導型保育施設用資産の割増償却の延長 ★

人手不足緩和のためには女性の活躍が重要であり、企業主導型保育施設用資産の割増償却（適用期限：令和2年3月31日）を延長されたい。

（5）納税負担の軽減

人手不足が深刻化する中、企業の納税事務負担を軽減するため、下記事項の実現など、納税負担の軽減を図られたい。

- ・ e-Tax（国税）と eLTAX（地方税）の改善（電子申告・納税手続きのワンストップ化、民間ソフトウェアとの連携）
- ・ 従業員の給与に係る納税、社会保険、労働保険に係る事務手続きのワンストップ化
- ・ スキャナ保存制度の要件緩和（第三者による事後検査（領収書などの証憑原本と電子データとの照合）終了までの証憑原本の保存義務の免除）
- ・ 電子契約の推進（国や地方公共団体の契約書の電子化）
- ・ 地方自治体毎に異なる書類の様式や手続き、納付期限等の統一
- ・ 消費税の申告期限について、法人税の申告期限に合わせ、1か月延長
- ・ 連結納税制度の見直しにあたっては、グループ内の損益通算や研究開発税制などにおけるグループ調整計算などを維持しつつ、事務負担軽減を図ること

Ⅱ. 消費税率引き上げ・軽減税率制度導入への対応

10月の消費税率引き上げに向け、万全の価格転嫁対策を講じられたい。また、軽減税率制度の定着を図るため、軽減税率制度導入後も、すべての事業者が対応を問題なく完了できるまで相談体制を維持するとともに、消費税の納税を適正に実施できるよう、未対応事業者に直ちに罰則を適用することの無いようにされたい。さらに、インボイス制度は中小企業の事務負担軽減の観点から見直しを図られたい。

1. 消費税の円滑な価格転嫁

消費税の表示方法は、価格転嫁が容易になるよう、外税表示を恒久化（現行：原

則は内税表示。但し消費税転嫁対策特別措置法により、令和3年3月まで外税表示可能)されたい。

また、消費税転嫁対策特別措置法などを通じ、中小企業の万全の価格転嫁対策を講じられたい。

2. 軽減税率制度の定着・インボイス制度の見直し

軽減税率制度は、これ以上、対象品目の拡大等によって、制度を複雑化させることなく、まずは制度の定着に努められたい。

インボイス制度は、免税事業者が取引から排除される可能性が高いなど、中小企業への悪影響が大きい。中小企業の多くが、飲食料品を取り扱わない企業を含め、全ての事業者インボイス制度が適用されることを理解しておらず、まずは制度の周知徹底を図り、その上で十分な期間を設けて実態把握や影響を検証し、廃止を含めて慎重に検討されたい。

※大阪商工会議所の調査では、インボイス制度を「聞いたことはあるが、詳しくは知らない」が3割強(31.7%)、「知らない」が2割弱(18.0%)存在。

3. 二重課税の見直し

消費税は、個別消費税などと二重課税になっており、特定の取引に対して過度な負担を強いており、石油関連諸税(揮発油税・石油石炭税など)をはじめ、印紙税、自動車取得税などとの二重課税を解消されたい。とりわけ、電子商取引では課税されない印紙税は、極めて不公平な制度であり、早急に廃止するとともに、政府が目指すデジタル・ガバメントの実現に向け、官公需に係る契約書は電子化するなど、政府を挙げて電子契約を推進されたい。

4. 不動産流通課税の見直し

消費税との多重課税で、取得時の大きな負担となっている不動産取得税の廃止や登録免許税の手数料程度への引き下げを図るなど、不動産流通課税を抜本的に見直されたい。少なくとも、バブル期に土地投機を抑制するために導入された法人の土地譲渡益に対する追加課税制度(令和2年3月31日まで課税停止)は課税根拠を失っており、廃止されたい。

Ⅲ. 地域の成長の核となる中小企業の活力増進

地域経済の活性化を図るためには、地域に富と雇用を生み出し、地域の成長の核となる中小企業の活力増進が不可欠である。そのため、下記の諸点に取り組まれたい。

1. 少額減価償却資産の損金算入特例の拡充・恒久化

中小企業者等の少額減価償却資産の損金算入特例(適用期限:令和2年3月31日)について、取得合計上限額(現行:300万円)の引き上げなど制度を拡充した上で、恒久化(本則化)されたい。多くの中小企業が本制度を活用していることから、少なくとも延長されたい。

2. 交際費課税の特例の拡充・延長、交際費課税の見直し

10月に消費増税が控える中、消費回復を図るとともに、中小企業の販路の維持・拡大を後押しするため、交際費課税の特例（適用期限：令和2年3月31日）について、控除限度額（現行：中小法人は800万円以下の全額）を引き上げるなど、制度を拡充した上で延長されたい。

また、損金算入可能な飲食費の上限（一人当たり5000円以下）を引き上げられたい。

3. 中小企業者等に係る欠損金の繰戻しによる還付制度の延長

世界経済の不透明感の高まりや、10月の消費増税が控える中、中小企業の円滑な資金繰りに資するため、中小企業者等に係る欠損金の繰戻しによる還付制度（適用期限：令和2年3月31日）を延長されたい。

4. 企業年金の積立金に対する特別法人税の廃止

超低金利下で年金の運用環境が厳しくなる中、企業年金の積立金に対して課税を行う特別法人税（令和2年3月31日まで課税停止）は、積み立て不足を招く可能性がある上、積立金に対する課税は諸外国でも例を見ず、撤廃されたい。

5. 償却資産に係る固定資産税の廃止

償却資産に係る固定資産税は設備投資コストの上乗せとなる上、課税根拠である応益性も希薄である。また、償却資産は事業所得を生み出す費用としての性格を有するほか、国際的にも稀であり、廃止されたい。少なくとも、事務負担軽減のため、中小企業者等が少額減価償却資産の損金算入特例により取得した償却資産に係る固定資産税の免除や、評価額の最低限度額（現行：取得価額の5%）の撤廃など、法人税（減価償却制度）との統一を図られたい。

6. 中小法人（資本金1億円以下）の定義拡大

中小企業の活力増進と中小企業政策との整合性を図るため、税法上の中小法人についても、中小企業基本法の基準に合わせて、「資本金3億円以下」（現行：資本金1億円以下）まで拡大されたい。

7. 中堅企業への中小税制の適用拡大

地域経済を牽引する中堅企業の成長力を強化するため、資本金10億円以下を対象とした「中堅法人」区分を創設し、中小企業投資促進税制や中小企業技術基盤強化税制など、成長力強化に資する中小企業向け租税特別措置の適用を認めるとともに、外形標準課税や同族会社の留保金課税の適用対象から除外されたい。

8. 中小法人に対する課税強化反対

地域に富と雇用を生む中小企業の活力を阻害することのないよう、外形標準課税の中小法人への適用拡大など、下記中小企業への課税強化に強く反対する。

- ・外形標準課税の中小法人への適用拡大
- ・繰越欠損金制度の中小法人への使用制限拡大
- ・減価償却制度の定率法の廃止（定額法への一本化）
- ・企業の活力増進に資する租税特別措置の縮小・廃止
- ・同族会社の留保金課税の強化
- ・法人税における地方税の損金不算入

9. 事業所税の廃止

事業所税は、外形標準課税と課税標準が重複しているなど、過剰な負担となっている。また、人口や企業の大都市集中が続き、それに伴って発生する行政需要への対応が求められた創設時と比べ、現在では大都市の行政課題は大きく変化していることから、事業所税は廃止されたい。少なくとも懸命に地域の雇用を守っている中小法人については直ちに廃止されたい。

10. 商店街振興組合の基盤強化への支援

商店街振興組合が実施する環境整備事業は、地域住民の利便性向上やまちの安心・安全の確保等に資する公共的な性格を帯びた取り組みであり、商店街振興組合の主体性を尊重しつつも、行政によるバックアップは不可欠である。商店街振興組合の基盤強化を支援するため、環境整備事業のための積立金を課税対象外とされたい。

11. 海外子会社配当の益金不算入制度の拡充

海外子会社利益の国内還流を促進するため、海外子会社からの配当について、全額益金不算入（現行：95%）とされたい。

12. 地球温暖化対策税の凍結

エネルギーコストが中小企業の経営を圧迫しており、地球温暖化対策税（原油・石油製品760円/k1、ガス状炭化水素780円/t、石炭670円/t）を凍結されたい。ましてや、地球温暖化対策を名目とした、新たな炭素税の導入に強く反対する。

13. 寄附金の損金算入拡大

資本金等の少ない中小法人では損金算入限度額が低く、地域貢献を促進するため、現行の損金算入限度額に加え、定額の損金算入枠を設けるなど、損金算入限度額を拡大されたい。

IV. 地域の潜在力・成長力の発揮

わが国が持続的な経済成長を遂げるためには、地域の特色や強みなど、地域のポテンシャルを引き出し、地域経済の成長力強化を図ることが不可欠である。そのため、

下記の諸点に取り組みたい。

1. 企業の地方拠点強化税制の拡充・延長

東京から本社機能の移転を促す「企業の地方拠点強化税制」（適用期限：令和2年3月31日）の活用を促すため、施設を賃貸する場合も対象とするとともに、「準地方活力向上地域」（近畿圏・中部圏中心部）も「拡充型」の対象とするなど、制度を拡充した上で延長されたい。

2. 特区税制の延長

果敢に挑戦する企業や地域の特性に応じた産業拠点形成を目指す地方自治体を支援するため、国家戦略特区税制（適用期限：令和2年3月31日）、国際総合戦略特区税制（適用期限：令和2年3月31日）について適用期限を延長されたい。

3. 地方創生応援税制（企業版ふるさと納税）の拡充・延長 ★

地方創生応援税制（企業版ふるさと納税）（適用期限：令和2年3月31日）について、損金算入措置（寄附金額の約3割）に加え、税額控除（3割）が認められているところ、その活用を促すため、税額控除割合を引き上げるとともに、企業の使い勝手を改善するため、寄附対象事業に関して地方自治体と企業の連携を強化するなど、制度を拡充した上で延長されたい。

4. 日本版パテントボックス税制の創設

日本での知的財産権の所有や高度化を推進するとともに、研究開発機能の海外流出を抑制し、国内立地を促進することが肝要である。そのため、英国など欧州諸国と同様、自社開発特許に関わる使用料収入や譲渡益をはじめ、国内で生産する当該特許を組み込んだ製品から生じる収益に対し軽減税率を適用されたい。また、他企業からの知的財産権の取得費についても税額控除または特別償却を認められたい。

5. わが国の経済活動への影響を最小限に抑える防災・減災対策への支援措置の創設

大規模な自然災害が多発する中、大企業が被災し、高度なサプライチェーン網が寸断された場合、わが国経済全体にも深刻な影響を与えかねず、大企業・中小企業問わず、防災・減災対策は焦眉の急である。今年度、「中小企業防災・減災投資促進税制」が創設されたが、わが国の経済活動への影響を最小限に抑える観点から、大企業の防災・減災対策を支援する税制措置を創設されたい。

V. 大阪府・大阪市への要望

近年、企業の本社機能の流出など大阪から企業やヒトの流出が続き、地域の経済基盤が弱まっている。大阪に立地することが企業の競争上、不利にならないよう、地方税制の改善を図りたい。

1. 法人事業税・法人住民税の超過課税の撤廃

現在、大阪府では法人事業税および法人住民税に、また大阪市では法人住民税に対してそれぞれ超過課税を適用しており、当地の産業競争力を弱める一因となっていることから、法人事業税および法人住民税の超過課税を撤廃されたい。

2. 固定資産税・都市計画税の負担水準の引き下げ

大阪市の固定資産税負担は重く、企業に多大な立地コストを強いている。産業競争力強化のため、負担水準を早急に60%まで引き下げられたい。少なくとも中小法人については、東京都と同様の軽減措置（非住宅用地（200㎡まで）に対する2割軽減措置）を創設されたい。

3. 中小法人に対する事業所税の軽減措置の創設

大阪市内で事業や雇用の継続を図ろうと懸命に経営努力を続ける中小法人を支援するため、事業所税を軽減されたい。

4. 関西イノベーション国際戦略総合特区税制の大阪市の特例措置の延長

ライフサイエンスなど成長産業への民間投資を国内外から大阪に呼び込む、関西イノベーション国際戦略総合特区税制の大阪市の特例措置（適用期限：令和2年3月31日）を延長されたい。

要望項目数：全46項目、うち新規要望項目（★印）：11項目

以 上